

真の住民自治の確立を目指して

～ 第二期 長野市都市内分権推進計画 ～

平成 22 年 4 月
長 野 市

目 次

I	第二期長野市都市内分権推進計画の策定に当たって	・・・ 4
1	第二期計画の策定趣旨	
2	第二期計画の期間	
II	基本方針	・・・ 4
III	第一期計画の取組概要と評価	
1	住民自治協議会の設置促進	・・・ 6
2	住民自治協議会への支援体制整備	・・・ 6
3	各種団体に関する見直し	・・・ 6
4	地域総合事務所構想	・・・ 7
5	自治基本条例の制定	・・・ 7
6	その他	・・・ 8
	(1) 地区代表者会議の設置と発展的解消	
	(2) 住民自治協議会との協定の締結	
	(3) 住民自治協議会連絡会	
IV	推進内容	
1	基本的な取り組み	・・・ 10
	(1) 市の基本姿勢	
	(2) 市職員の意識改革等	
	(3) 市民理解の促進	
	(4) 人材の発掘・育成	
2	住民自治協議会の活動支援	・・・ 11
	(1) 地区活動支援担当・支所等による支援	
	① 地区活動支援担当の業務	
	② 支所等による支援	

- (2) 事業担当課による支援
- (3) 都市内分権課による支援
 - ① 地区活動支援担当のバックアップ
 - ② 総合調整
 - ③ 庁内横断的な課題に対する対応
 - ④ 住民自治協議会連絡会の事務局
 - ⑤ 職員地区サポートチーム
 - ⑥ 住民自治協議会の予算等適正執行と活動に対する相談等の支援
 - ⑦ 住民自治協議会活動評価制度導入の検討
- (4) 財政的支援
 - ① 地域いきいき運営交付金
 - ② 地域やる気支援補助金
 - ③ やまざと支援交付金
- (5) 地域活性化推進員（平成 21 年度までは「地域活性化アドバイザー」）

3 新たな仕組みづくりの推進

・・・17

- (1) 各種団体に関する見直し
 - ① 補助金等の一括交付金化に関する見直し
 - ② 団体のあり方に関する見直し
- (2) 地域総合事務所構想
- (3) 自治基本条例の制定
- (4) 法人化等を含めた住民自治協議会のあり方の検討

I 第二期長野市都市内分権推進計画の策定に当たって

1 第二期計画の策定趣旨

都市内分権の効果や必要性を市民の皆さんに理解していただくことや、住民自治協議会の設置を主眼として策定した「第一期計画」の計画期間終了に伴い、これまでの取組概要を明らかにし評価した上で、平成 18 年 1 月の都市内分権審議会答申を継続的に尊重し、今後の都市内分権を推進するための計画を「第二期 長野市都市内分権推進計画」（「第二期計画」という。）として策定するものです。

今後、各地区の住民自治協議会が地区の実情に応じて発展し、市がその成熟状況に応じて適切に支援することを前提とし、第二期計画では、キャッチフレーズに「真の住民自治の確立を目指して」を掲げ、住民が主役となれる地域のまちづくりを目指します。

2 第二期計画の期間

本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までとします。なお、住民自治協議会の成熟状況等を踏まえたうえで、必要な見直しを行います。

II 基本方針

第一期計画で掲げた 4 つの基本方針を、第二期計画でも踏襲します。

基本理念

厳しい財政状況下において、行財政改革を一層進め、市民の皆さんが真に必要なとする行政サービスを提供するとともに、市民の皆さんによる自主的・自立的なまちづくりが行える『都市内分権』のシステムを構築し、『真の住民自治の確立』を目的とする。

ただし、市職員の増員や大幅な財政支出を伴わないことを前提とする。

都市内分権の必要性

地区住民の皆さんと行政が、自分で出来ることは自分で、自分だけでできないことは地域で、地域だけで出来ないことは行政で行う、という『補完性の原理』に基づいて適切に役割分担を行い、地区住民の皆さんの活動を行政が積極的に支援し、地域の課題を迅速かつ効果的に解決していくシステムが必要である。

市民理解の促進

都市内分権を進めるために不可欠である市民理解の促進を図る。

他計画との連携

市の他計画との連携を図りながら推進する。

なお、第一期計画期間に策定した条例及び条例に基づき締結された基本協定において、市の支援・役割について次のとおり明記されています。

「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」（平成 21 年 3 月 30 日長野市条例第 2 号）

（協働関係）

第 3 条 市及び住民自治協議会は、共通の目的である住民の福祉の増進に向かって協働する関係にあるものとする。

（相互の支援）

第 5 条 市は、前条の協定に基づき住民自治協議会が行う事務その他住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組に対し、必要な支援を行うものとする。

2 住民自治協議会は、市が実施する住民の福祉の増進に関する施策に協力し、支援を行うものとする。

「住民自治協議会と長野市との協働に関する基本協定」（平成 21 年 4 月 20 日締結）

（市の役割）

第 3 条 市は、前条の規定により住民自治協議会が行う必須事務その他住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組に対し、住民自治協議会と協議の上、必要な支援を行うものとする。

（地域いきいき運営交付金の交付）

第 4 条 市は、第 2 条の規定により住民自治協議会が行う必須事務に関する活動を担保するとともに、住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組を支援するため、条例第 5 条第 1 項の規定による必要な支援として、住民自治協議会に対し、予算の範囲内で地域いきいき運営交付金を交付するものとする。

2 前項の地域いきいき運営交付金の年度ごとの交付金額については、住民自治協議会と市が協議の上、次条の年度協定で定める。

（原本では、住民自治協議会は「甲」、市は「乙」と表記されています。）

Ⅲ 第一期計画の取組概要と評価

第一期計画の全体的な取組概要と評価は次のとおりですが、詳細は「第一期推進計画の取組概要と評価（別冊）」にまとめました。

1 住民自治協議会の設置促進

都市内分権の必要性や住民自治協議会の役割等について、あらゆる機会を捉えて周知に努めたことにより一定の理解が進み、平成20年度末までに目標より1年早く全地区で住民自治協議会が設置されました。

一方、「一般地域住民の認知度は低い」との声もあり、市民意識の高揚の点では、住民自治協議会とも連携しながら、今後とも継続的に取り組んでいく必要があります。

2 住民自治協議会への支援体制整備

市職員の意識改革の点では、「全職員研修」のほか「階層別」や「地区活動支援担当」研修を実施してきましたが、さらなる取り組みが必要だと考えられ、今後、実際に住民自治協議会の活動等を支援する中での意識改革や、実践的な支援能力の向上を図る必要があります。

支所の支援機能の充実（連絡所を支所へ移行、地区活動支援担当の設置、住民活動の拠点整備）、本庁の役割のうち、地区活動支援担当のバックアップ体制の整備、課題検討チームの編成や財政的支援については、概ね計画された取り組みができました。

職員地区サポートチーム制度は十分に機能しておらず、必ずしもチーム制にこだわらない運用等を検討する必要があります。

人材の発掘・育成体制の整備では、市立公民館で開催された地区内の人材発掘や育成を目的とした講座が開催されましたが、入門の域を出ず、十分には地域に還元されていませんでした。今後、住民自治協議会が市立公民館の指定管理受任団体となる場合においても、人材の発掘や育成が重要であることから、更なる内容の充実が必要です。

住民自治協議会と市との事業協定のメニュー化については、時期尚早な面もあり、今後の課題のひとつとして捉えておく項目だと考えられます。

3 各種団体に関する見直し

市が主導して設置した団体の活動の大半は、市からの依頼事務である現状を鑑み、住民自治協議会の活動が活発に行えるとともに、役員等の

負担軽減を図るため、各種団体の「組織」、「活動」及び「資金」を一体的に見直しました。これは、縦割りの仕組みで課題解決を図ってきた行政主導のやり方から、住民自治協議会という地区を代表する組織を中心に、総合的かつ柔軟に地域課題の解決を図ることができる住民主体の仕組みへの転換と言えます。

しかし、その仕組みは地域の実情等に依じて地域住民自らが創造する必要があるため、本格的活動の定着へ向けた移行期においては、特に役員等の負担を大きくしている面があります。

負担軽減へつながる仕組みづくりに向けて、継続的な検討が必要になるとともに、市としても具体的かつ実践的な支援をする必要があります。

4 地域総合事務所構想

第一期計画に基づき、市では住民自治協議会の設置促進を都市内分権推進の中核に据えて取り組んできました。その過程では、住民自治協議会の設立に向けた自分たちの地域の再確認や、地区活動支援担当による地域の実情や特性に精通した支援などを通じ、住民自治協議会と支所が、それぞれの役割分担に基づき、ともに助け合いながらよりよい地域づくりを目指す機運が高まるとともに、地区の一体感も醸成されてきた面があると考えています。

地域総合事務所は市役所内の分権であり、地域会議はそれに連動する仕組みですが、前述の現状を考慮すると、当面の間は、支所等の支援のもと、住民自治協議会を中心とした住民自治活動の推進を図ることが必要だと考えられます。

5 自治基本条例の制定

第一期計画「住民自治が萌芽期から育成期へと進展した段階において、今後の本市における自治のあり方を定める指針として『自治基本条例』の制定を目指します」ことを基本方針としていました。

これに関連して、「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」(平成21年3月30日長野市条例第2号)の制定に向けた検討過程で、地区代表者の皆さんと合意した次の内容を、今後の基本方針とすることが考えられます。

自治基本条例に定めるべき事項のうち、その時点で必要となる事項について順次定めていくという考えのもと、その都度、市民との協議を経て、必要となる事項について条例化等することを検討する。将来、その

集大成として『自治基本条例』として整備する。

【平成20年10月27日開催 第17回都市内分権審議会資料】

【平成20年11月20日開催 第4回地区代表者会議資料】

6 その他

第一期計画に記載されていない取り組みのうち、重要と考えられる3点についての取組概要と評価は次のとおりです。

(1) 地区代表者会議の設置と発展的解消

主に各種団体の見直しについて、地区の中心的な役員として活動している皆さんの意見を伺い、合意形成を図っていく機関として、「長野市都市内分権地区代表者会議」を平成19年11月に設置し、計5回にわたる協議を行いました。

地区代表者会議の構成員

住民自治協議会長や地区区長会長等、地区から2名の代表者 計60名

地区代表者会議では、都市内分権の推進に関する次のような重要事項を協議し合意形成を図ってきましたが、平成20年度末に全地区で住民自治協議会が設立したことから、その役割を後述の「住民自治協議会連絡会」へ移行することで、平成20年度末をもって発展的に解消しました。

地区代表者会議では、代表者の意見により市の制度（案）が一部修正されたり、要望により住民自治協議会の法整備を行うなど、市民との協働による仕組みづくりが行われました。

地区代表者会議における主な協議・合意事項

- ◆ 各種団体の見直しと補助金の一括交付に関する市の基本的な案
- ◆ 依頼事務の見直し（必須事務等の項目）
- ◆ 平成22年度以降の住民自治協議会に対する市の財政支援策等の概要
- ◆ 住民自治協議会に関する法整備

(2) 住民自治協議会との協定の締結

平成20年度市議会3月定例会での議決を経て、翌年度4月1日に施行された「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」に基づき、市は30地区で設立された住民自治協議会を協働の相手方として認定し、それぞれの協議会と協働に関する協定を締結しました。

(3) 住民自治協議会連絡会

住民自治協議会連絡会は住民自治協議会長により構成され、平成19年9月に第1回会議を開催し、設立した住民自治協議会の会長が順次加わりながら、主に各地区の情報や意見の交換を行ってきました。

平成21年度以降は地区代表者会議の役割を引き継ぎ、会長に1名を加えた60名で、住民自治協議会に関する事項や平成22年度以降の制度等についての協議も行っています。

現在は、任意の組織として設立順に会長が議長を務めていますが、平成22年度以降は区長会常任理事会に代わる市との代表的な協議機関としての役割が求められることから、その設置根拠を含めた組織のあり方等について検討していく必要があります。

ただし、各地区住民自治協議会の上位組織と位置づけるような連合組織化は、地域の自主性を尊重する都市内分権の理念にそぐわない面があることから、検討の際には十分な協議と合意形成が必要です。

IV 推進内容

1 基本的な取り組み

(1) 市の基本姿勢

住民自治協議会は協働の相手方であることを認識し、「市民公益活動促進のための基本方針」に基づき、協働を進めます。

協働に当たっては、住民自治協議会が行政の下請け機関ではなく、地区課題の解決を通じて「住民の福祉を増進すること」を目的とした相手であることから、その考え方や取り組みを尊重するとともに、十分に話し合い、合意を得て進めます。

また、住民の皆さんが、地域づくりの主役であるという認識のもと、その声に十分耳を傾けながら、住民自治協議会の活動を支援します。

(2) 市職員の意識改革等

都市内分権を推進し、市民の皆さんと行政との協働を進めるためには、市職員の意識改革が不可欠であることから、都市内分権に関する研修会を計画的に実施します。また、地区活動に参加しやすい環境の整備にも継続的に取り組んでいきます。

(3) 市民理解の促進

市民の皆さんの自治意識を高め、住民自治協議会への参加・協力を得られるよう、各地区での説明会や出前講座はもとより、「広報ながの」で住民自治協議会の活動を紹介したり、地区イベント等の際に地区活動支援担当からPRするなど、住民自治協議会との連携を含め、あらゆる機会をとらえて理解を求めていきます。

(4) 人材の発掘・育成

住民自治協議会の活動が主体的かつ継続的に行われるよう、公民館等と連携して、住民参加・協働に向けた意識改革や活動をけん引する人材の発掘・育成を行うとともに、住民が実施するこうした取り組みを積極的に支援します。

① 公民館等との連携

市立公民館や生涯学習センターで、地区内の人材発掘や育成を目的とした講座を開催したり、住民自治協議会や地域公民館等が行う人材の発

掘・育成等に関する活動を支援します。

また、住民の意向を反映した人材の発掘・育成や地域課題の解決をひとつの目的として、希望する住民自治協議会が市立公民館の指定管理受任者となることも視野に入れて支援します。

② 市民公益活動センター及びボランティアセンターとの連携

市民を対象とした市民活動入門講座の開催などを、市民公益活動センター及びボランティアセンターと連携して実施します。

2 住民自治協議会の活動支援

(1) 地区活動支援担当・支所等による支援

支所については支所長、第一から第五地区については市民活動支援課長並びに地区担当職員を地区活動支援担当に任命し、次の支援を行います。

① 地区活動支援担当の業務（「地区活動支援担当制度実施要綱」より抜粋）

- (ア) 都市内分権に関する住民への理解及び促進を図ること
- (イ) 住民自治協議会の活動を支援すること
- (ウ) その他都市内分権の目的を達成するため市長が必要と認めること

具体的な支援内容

- ◆ 住民活動の側面的支援
活動に伴う課題の整理やコンプライアンス、予算や決算に関する専門的見地からの助言、市有情報や先進事例の情報提供など、住民自治協議会の活動を側面的に支援します。
- ◆ 住民自治協議会の事務局を担当
当分の間は、住民自治協議会の事務局を担い、様々な問題や課題の発生に対処します。ただし、行政が携わることが望ましくない会計出納事務などは、住民自治協議会が独自に雇用する事務局職員等に対応をお願いします。
- ◆ サポートチームの連絡・調整
住民自治協議会の活動を支援する職員地区サポートチームの活動が円滑に行われるよう、連絡・調整を行います。
- ◆ 地区まちづくり計画の策定支援
住民自治協議会の将来像や目標を定め、その実現に向けた「地区まちづくり計画」の策定や見直しを支援します。

② 支所等による支援

平成18年度から支所等の業務に「地区まちづくり活動に関すること」が加わり、住民自治協議会の活動を含めた地区のまちづくり全般について支所（第一から第五地区については市民活動支援課）が総合的に支援します。

(2) 事業担当課による支援

事業担当課（ここでは地域行政に関する事業を行うすべての担当課のことをいう。）は、これまで以上に地域の実情や特性に精通・配慮することで、地域の皆さんの要望を的確に把握し、その実現に向けて、担当する専門分野の立場から、地区活動支援担当や都市内分権課と連携して対応します。

特に、これまで各種団体を所管していた課は、団体で実施してきた活動を住民自治協議会に移行する際に生じる課題や疑問等に対し、解決に向けて積極的に支援します。

想定される支援の例

◆ 情報提供

住民自治協議会の要請に応じて、事業担当課が所管する分野に関する市内各地区の状況や全国の先進地事例等の情報を提供します。

◆ 地区まちづくり計画の策定・見直しに当たっての相談・アドバイス等

住民自治協議会が地区まちづくり計画を策定・見直しに当たって、要請に応じて、相談を受けたりアドバイスします。

◆ 事業の計画・実施に当たっての相談・アドバイス等

住民自治協議会が事業を計画・実施するに当たって、要請に応じて、相談を受けたりアドバイスします。

- ・ 参考となる統計データの提示や分析
- ・ 講演会の趣旨に応じた講師のリストアップ
- ・ 地区住民要望に対応できる事業計画に関する相談・助言
- ・ 事業目的に応じて、協力を得られるNPO等の紹介やコーディネーター など

(3) 都市内分権課による支援

地域振興部及び都市内分権課を新設し、庁内組織の再編・強化を図ります。

① 地区活動支援担当のバックアップ

先進地事例や他地区に関する情報の提供など、地区活動支援担当をバックアップします。

② 総合調整

地域課題に対する総合的な行政対応という観点から、都市内分権課を住民自治協議会を含めた住民活動の窓口とし、住民自治協議会との事業協定や市立公民館への指定管理者制度の導入に関する検討など、住民自治協議会と市との協働事業等について、地区活動支援担当及び支所や事業担当課を含めた総合調整を担当します。

③ 庁内横断的な課題に対する対応

庁内で横断的に対応すべき課題には、都市内分権推進委員会やその下部組織である専門部会の活用を図るなど、解決に向けて取り組みます。

④ 住民自治協議会連絡会の事務局

住民自治協議会長により構成される住民自治協議会連絡会の事務局を担当するとともに、連絡会の運営等により生じる課題に対応します。

⑤ 職員地区サポートチーム

市職員のボランティアによる住民自治協議会活動支援である「職員地区サポートチーム」制度については、意欲を持った職員が積極的にかかわることができるよう、弾力的な運用について検討します。

⑥ 住民自治協議会の予算等適正執行と活動に対する相談等の支援

交付金等の執行状況を確認したり、地区活動支援担当と連携してよりよい運営・活動のための相談を受けるなど、住民自治協議会の活動が円滑に行われるよう支援します。

⑦ 住民自治協議会活動評価制度導入の検討

住民自治協議会の活動が継続的に発展するためには、活動を振り返り、評価することが重要となります。評価は、役員等によるものと、地域住民によるものなどが考えられますが、その仕組みづくりを検討します。

(4) 財政的支援

住民自治協議会を対象とした3つの財政支援策を創設します。以下にその

概要を記載します。

① 地域いきいき運営交付金

ア 趣旨

必須及び選択事務に要する経費を含め、各々の地域のニーズに対応した用途を地域住民が決定することで、地域課題の解決を主体とした活力ある地域づくりに資することを目的として交付するもの。

イ 交付金の対象となる団体

各地区住民自治協議会

ウ 事業実施の基本事項

住民自治協議会が事業を実施するにあたっては、適切な役割分担に基づくとともに、事業計画を策定し、それに基づく予算を執行する計画性をもって事業を実施していただくこととする。

エ 原則として交付金の対象としない事業等

- ・宗教活動（ただし、地域が長く風習として実施している事業については、事前協議の対象とする。）、政治関連活動及び公序良俗に反する事業
- ・専ら特定の企業団体及び個人の利益のみを追求する事業

オ 地区世帯数の年度変化への対応

各地区への一括交付金（人件費を除く）のうち半分を固定費、残り半分を変動費とし、変動費については、地区世帯数に対応し変動するものとする。

カ 積立金について

積立期間の設定を含め、あらかじめ定めた事業計画に基づき、交付金の一部を積み立てることができる。

ただし、年度当初の予算計画に計上すること。

キ 繰越金について

- ・繰越金は当年度交付金交付額の概ね3割以内とし、これを超える剰余金は原則として市へ返還する。
- ・交付金は前年度繰越金を控除しない。

② 地域やる気支援補助金

ア 趣旨

地区まちづくり計画等、地区の将来像に基づき地区課題の解決を目指して前向きに頑張る住民自治協議会のやる気を支援するため、住民自治協議会が実施する地区ごとの特色あるまちづくり事業に要する費用に対

して補助するもの。

イ 補助金の対象となる団体

各地区住民自治協議会

ウ 交付対象事業

- (ア) 地区住民の合意があるもの
- (イ) 計画や内容に実現性が高いもの
- (ウ) 地区の特性を活かした企画やアイデアが盛り込まれた独創性が高いもの
- (エ) 多数の地区住民の利益につながる公益性が高いもの
- (オ) 他地区への発展性が高いもの
- (カ) 地区のまちづくりに対して有効性が高いもの

エ 原則として交付金の対象としない事業等

- (ア) 宗教的、政治的活動に関するもの
- (イ) 専ら特定の企業及び個人の利益を追求するためのもの

オ 交付対象外経費

住民自治協議会の運営費、構成員の人件費、施設の維持管理経費等、住民自治協議会の運営に関わる基礎的な経費や会合の飲食費は対象外とする。

カ 補助率及び限度額等

補助金の補助率は、交付対象経費の 10 分の8以内の額とし、1 協議会当たり総額 1,000,000 円以内とする。

キ 交付年数

補助金の交付は、同一協議会に対し最長で連続する2年間とし、広く多くの協議会に交付し市全体のまちづくりを推進するため、次の1年間は交付申請することができない。

ク 審査・選考。決定時期

(ア) 事前審査

毎年、3月中に書類による事前審査を実施し、選考委員会の参考とする。

(イ) 選考

毎年、4月下旬から5月上旬に数名の都市内分権審議会委員による選考委員会で質問・回答形式（ヒアリング）による公開選考を実施する。

(ウ) 決定

選考委員会による公開選考により内定し、毎年、5月上旬以降に交付決定する。

③ やまざと支援交付金

ア 趣旨

人口減少や少子・高齢化が進行している中山間地域は、自治による活動が困難となり、地区内の自助・共助機能が低下していることから、住民自治協議会が実施する中山間地域特有の課題を解決するための事業に対して支援するもの。

イ 交付金の対象となる団体

各地区住民自治協議会

ウ 対象地区

浅川、小田切、芋井、篠ノ井（信里）、松代（西条、豊栄）、若穂（保科）、七二会、信更（信田、更府）、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条

エ 交付条件

(ア) 中山間地域特有の課題解決のための事業

中山間地域以外の地域との公平性を確保する必要があることから、中山間地域特有の課題を解決するための事業であること。

(イ) 支障なく日常生活を営むための公益的活動

日常生活を営む上で支障となっている課題を解決するための公益的（より広範な住民の利益となるような）活動であること。

(ロ) 住民自治協議会内での合意形成

地区を代表し、計画性を有する住民自治協議会の総会等で必要と認められた活動であること。

オ 留意事項

(ア) 事業内容や効果の公開

やまざと支援交付金を充てて実施する事業内容や検討経過及びその効果については、評価・検証し次年度へ活かすため、当該地区住民のみならず、他地区等へも情報公開されることとなるので配慮が必要である。

(イ) 他の補助制度との関係

中山間地域に対しては多くの公的補助制度があることから、他の補助制度との調整に留意する必要がある。

(ロ) 既存の活動との関係

区や自治会等で支障なく実施されている自治活動に対して単に交付金を充てることは、既存の自治活動の目的や意義が変化し、自治活動そのものが成立しなくなる懸念があるため、留意する必要がある。

(I) 謝金

地区内の住民に支払う謝金にやまざと支援交付金を充てる場合は、地区内に不公平感を生じかねない懸念があることから、住民自治協議会が発行する広報紙などにより地区内へ周知し、理解を得るよう留意する必要がある。

(5) 地域活性化推進員（平成 21 年度までは「地域活性化アドバイザー」）

平成 21 年度から、中山間地域を含む 11 地区に地域活性化アドバイザーを配置しました。平成 22 年度からは、「地域活性化推進員」と名称を改め信州新町及び中条地区へも配置し、住民自治協議会、各支所及び関係各課等と連携の上、次の業務を行います。

- ◆ 集落点検活動に関すること。
- ◆ 計画の策定支援に関すること。
- ◆ 住民との話し合いに関すること。
- ◆ 活性化対策及び集落支援等に必要の事業に関すること。

なお、上記の業務に加え、より地域に入り込み、不法投棄パトロール、地域での共同作業、有害鳥獣対策など、地域が抱える固有の課題について、具体的な支援活動を行ってまいります。

3 新たな仕組みづくりの推進

(1) 各種団体の見直し

平成 21 年度をもって、市が主導して設置した各種団体の連合組織と市長が特定の役員等に対して一律に実施してきた委嘱制度を発展的に解消するとともに、平成 22 年度からは、これら団体へ交付されている補助金等を住民自治協議会に一括交付します。（市が主導して設置した団体等の見直し）

一方、地域へ交付されている様々な補助金等を「地域いきいき運営交付金」に含めることができないかどうか、また、法律に基づいて設置された団体等のあり方を検討していくこととしています。

「補助金等の一括交付金化」と「団体のあり方」に分けて、地域の皆さんの声を聴きながら、以下により計画的に検討を進めます。

① 補助金等の一括交付金化に関する見直し

【平成 22 年度から 23 年度まで検討 平成 24 年度から実施】

- ◆ 法定、国や県等が設置した団体等に対する補助金等及び区や地域を対象とする補助金等を「地域いきいき運営交付金」に含められるか検討を行う。

法定、国や県等が設置した団体等に対する補助金等

(ア) 法律に基づき設置された団体・委嘱

- ・ 民生児童委員協議会、民生児童委員、主任児童委員（民生委員法・児童福祉法）
- ・ 消防団、消防団員（消防組織法）
- ・ 体育指導委員（スポーツ振興法）
- ・ 保護司会、保護司（保護司法） など

(イ) 国及び県等が設置した団体・委嘱

- ・ 防犯協会、防犯女性部（県が設置・全国組織）、防犯指導員（県連合会・警察署長の委嘱）〔杵臼銃器隊、少年警察ボランティア協会を含む〕
- ・ 交通安全協会（県が設置・全国組織）
- ・ 更生保護女性会（国が設置・保護観察所）
- ・ 赤十字奉仕団（日本赤十字社定款・赤十字奉仕団規則）
- ・ 明るい選挙推進協議会（全国組織）〔白バラ友の会を含む〕 など

(ウ) その他の任意団体

- ・ 全市統一的な団体
障害者関係団体、老人クラブ連合会・単位老人クラブ、PTA、遺族会 など
- ・ 地区独自の団体
文化・伝統芸能保存会 など

区や地域を対象とする補助金であっても、施設等設置に対する補助金、特定の活動や地域に対する補助金等

(ア) 施設等設置に対する補助金

- ・ ごみ集積所設置事業補助金
- ・ ごみ集積所改修事業補助金
- ・ リサイクルハウス設置事業補助金
- ・ 防犯灯設置事業等補助金 など

(イ) 特定の活動に対する補助金

- ・ ながのまちづくり活動支援事業補助金
- ・ 子どもわくわく体験事業補助金
- ・ 自主防災組織強化事業補助金 など

(ウ)特定の地域を対象とした補助金

- ・ 駐輪場対策・管理等に対する補助金
- ・ 各地区期成同盟会に対する補助金
- ・ 景観・まちなみデザインに関する補助金
- ・ 地域に関する祭り・行事に対する補助金 など

(エ)その他

- ・ 農道の補修に対する原材料支給
- ・ 公園、河川や道路の愛護会に対する補助金 など

② 団体のあり方に関する見直し

【平成24年度から26年度まで検討 平成27年度から実施】

◆ 法改正、国や県との協議を視野に入れて、下記の団体や委嘱のあり方の検討を行う。

- (ア) 法律に基づき設置された団体・委嘱
- (イ) 国及び県等が設置した団体・委嘱
- (ウ) その他の任意団体

(2) 地域総合事務所構想

支所と住民自治協議会が協力し合ってよりよい地域づくりを目指す機運が高まり、地区の一体感も醸成されてきた現状に鑑み、地域総合事務所及び地域会議については、住民自治協議会の成熟状況等を総合的に勘案し、市民の皆さんの意見を十分にお聴きしながら、必要に応じて検討していきます。

ただし、行財政改革を進める中で、市の組織の見直し等を検討する必要が生じた場合、今後の住民自治協議会の成熟状況等を十分に勘案することを前提に、地域総合事務所構想に固執せず、モデル的な取り組みも視野に入れ、より効果的な地域行政が行えるよう総合的に検討することとします。

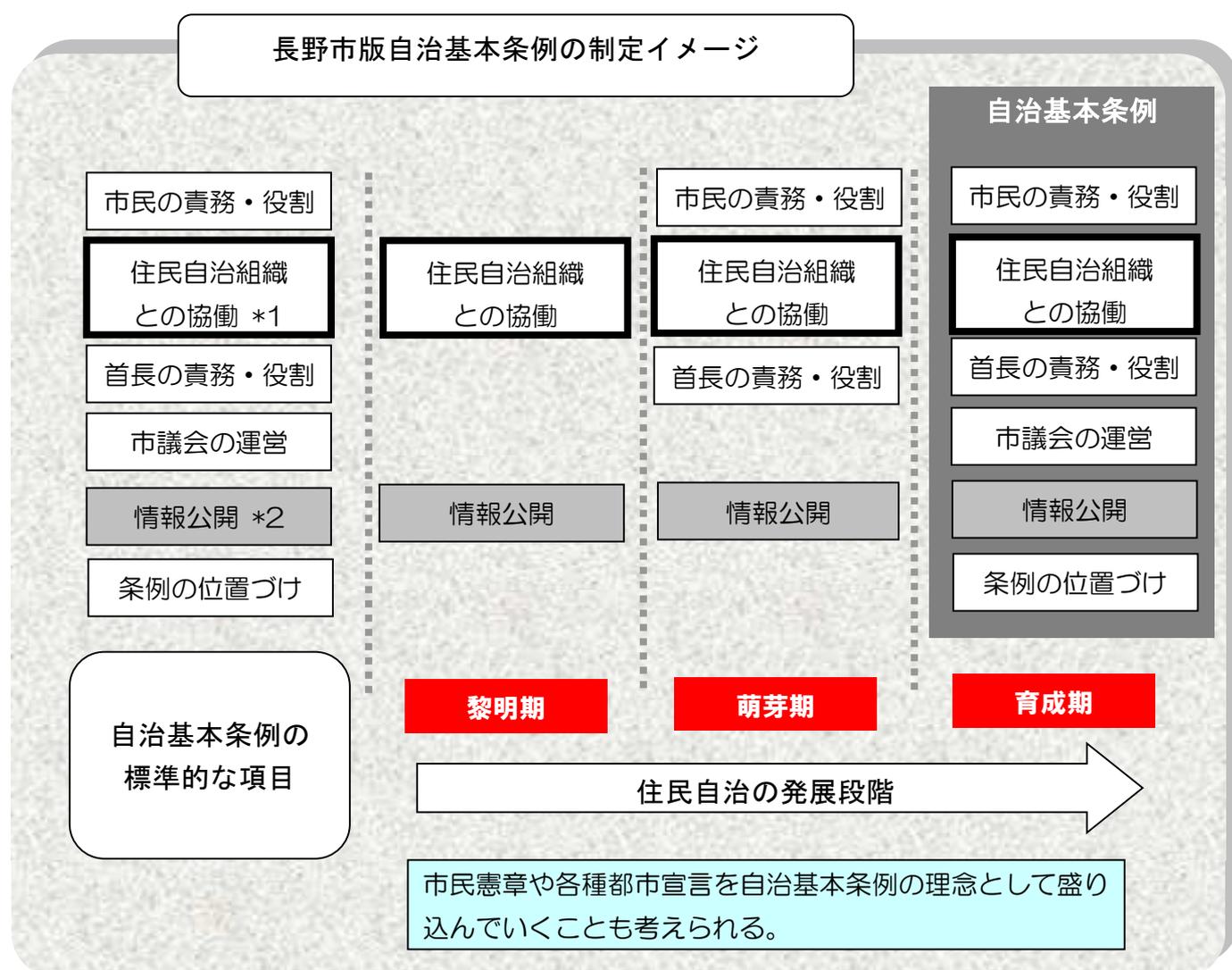
(3) 自治基本条例

自治基本条例は、市民の皆さんが行政や身近な地域の自治に積極的に取り組むことにより、より暮らしやすい地域をつくるためのルールのことです。

自治基本条例では、市民の皆さんや住民自治組織、事業者、行政、議会などの役割や責務などについて明らかにし、市民参加のあり方や協働の仕組みを定めるもので、自治体運営の基本原則とするものです。

本市においては、自治基本条例に定めるべき事項のうち、その時点で必要となる事項について順次定めていくという考えのもと、その都度、市民との十分な協議を経て、必要となる事項について条例化等することを検討します。将来、その集大成として『自治基本条例』として整備することを基本方針とします。

なお、整備する際には、その必要性や意義はもとより、その内容について、市民の皆さんが主体となって取り組んでいただけるよう配慮します。



*1 長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例（平成21年3月30日長野市条例第2号）

*2 長野市情報公開条例（平成13年9月25日長野市条例第30号）

(4) 法人化等を含めた住民自治協議会のあり方の検討

「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」に基づき、認定、協定の締結を経て、住民自治協議会は市との対等な協働のパートナーと位置づけられています。

一方、将来、住民自治協議会がさらに発展していくためには、収益事業の導入や法人化による権利能力の付与が必要となる場合なども想定されることから、住民自治協議会の活動状況等に応じて、これらについて検討を進めます。

なお、住民自治協議会の活動は地区ごとに異なることから、これらを一律に適用させることのないよう配慮します。